|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 物件番号 | **２** | **物　件　明　細** |
| 所 在 地（住居表示） |  | 吹田市山田北2982番３ |  | 吹田市山田北2982番10 |
|  | 吹田市山田北2982番11 |  | 吹田市山田北2982番12 |
| （いずれも「吹田市山田北11番街区」） |
| 交通機関 | 阪急千里線　山田駅　北東約710ｍ（道路距離）大阪モノレール　山田駅　北東約710ｍ（道路距離） |
| 最低売却価格 | ２４，７００，０００円　 |
| 面　　　積 | 登記 | 1. 25.98㎡　②31.19㎡
2. 31.13㎡　④31.76㎡
 | 合計 | 登記 120.06㎡実測 120.06㎡ | 登記地目 | 宅　地 |
| 実測 | ① 25.98㎡　②31.19㎡③ 31.13㎡　④31.76㎡ |
| 接面道路の状　　　況 | 東側：府道・幅員約17.1ｍ・舗装有・高低差無・歩道有南側：市道・幅員約5.7ｍ・舗装有・高低差無・歩道無 |
| 法令等に基づく制限 | 都市計画法 | 区域区分 | 市街化区域 |
| 用途地域 | 　第一種住居地域 |
| 地域地区 | 　25ｍ第三種高度地区 |
| 建ぺい率 | 　60％ | 容積率 | 　200％ |
| その他の法令等 | 建築基準法（22条防火区域）景観法（景観計画区域）日影規制（４ｍ／５－３時間）吹田市立地適正化計画（都市機能誘導区域、居住誘導区域） |
| 私道の負担等に関する事項 | 負担の有無 | 　無 |
| 負担の内容 | 　― |
| 供給処理施設の状況 | 区　分 | 配管等の状況 | 照会先及び電話番号 |
| 公営水道 | 前面　有 | 吹田市　水道部　工務室　給水相談グループ06-6384-1371 |
| 電　　　気 | 前面　有 | 関西電力送配電㈱　コンタクトセンター0800-777-3081 |
| 都市ガス | 前面　有 | 大阪ガスネットワーク㈱　導管情報センター06-6202-2141 |
| 公共下水道 | 前面　有 | 吹田市　下水道部　水循環室　管理担当06-6384-2068 |
| 工　作　物 | ネットフェンス |
| 【特記事項】１　現状有姿による売却ですので、物件の引渡しはあるがままの形になります。２　本地は、主要地方道箕面摂津線区域外用地です。３　建築行為等の際は、担当窓口と協議してください。　（お問い合わせ先：吹田市都市計画部開発審査室　電話 06-6384-1974）４　本地は、吹田市立地適正化計画（都市機能誘導区域、居住誘導区域）に該当する区域です。詳細に　　ついては、担当窓口にお問い合わせください。　（お問い合わせ先：吹田市都市計画部計画調整室　電話 06-6318-6367）５　本地において試掘調査した結果、地下埋設物を確認したため、埋設物を撤去しています。試掘調査及び埋設物撤去工事の資料については、大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　電話 06-6210-9184）６　土地境界確定協議書等は大阪府財務部財産活用課で閲覧できます。（お問い合わせ先：大阪府財務部財産活用課財産処理グループ　電話 06-6210-9184）７　供給処理施設（公営水道・電気・都市ガス・公共下水道）については、各事業者にお問い合わせください。８　売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、大阪府が知りながら告げなかった内容及び買受者が消費者契約法第２条第１項に規定する消費者である場合については、この限りではありません。 |